

学生自治会会則

第1章 総 則

第1条 本会は都城デンタルコアカレッジ学生自治会という。

第2条 本会は事務所を学校内におく。

第2章 目 的

第3条 本会は本校の教育方針に従い、学則をよく理解し、会員の自主性と責任ある行動によって歯科衛生士を目指す女性としての資質の向上に努め、よい学風を樹立し、会員相互の理解と親善を深めながら、充実した学生生活をおくることを目的とする。

第3章 会 員

第4条 本会の正会員は本校の学生とする。尚、専任の教職員を特別会員とする。

第5条 会員は次の権利と義務を有する。

- 1) 会則に従って本会の目的を達成するために努力をする。
- 2) 各サークル部長は自治会サークル部長会に出席し意見を述べその活動にあたり、自治会事業に協力することとする。
- 3) 会員は役員を選出権及び被選挙権を有する。
- 4) 会員は個人として本会及びサークルに文書または口頭で意見を申し出ることができる。
- 5) 特別会員は会議に参加し、意見を述べ指導、助言をすることができる。

第4章 事 業

第6条 本会は概ね次の事業を行う。

- 1) 本校の教育方針に則した会員の養成に努めるための活動
- 2) 会員の保健衛生、スポーツ振興に努めるための諸活動
- 3) 会員の相互親睦福利増進をはかるための活動
- 4) 研究活動（サークル、文化関係、体育関係）の推進をはかるための諸活動
- 5) 学園行事等への積極的参加並びにその推進のための諸活動

第5章 クラブ同好会結成の内規

第7条 同好会は5名以上の連名をもって発足と同時に自治会、教務、校長の承認を受けなければならない。

第8条 第7条の承認を受けた場合、1カ年は同好会としてこれを認め自治会活動においてクラブと同等に扱われる。

第9条 同好会は一律 5,000 円が支給され原則として、クラブ費は支給されない。

第10条 クラブ新設の希望については年度当初に 10 名以上の連名（但し団体競技等一定数を必要とするクラブについては、その定数以上）をもって自治会、教務、校長の承認を受けなければならない。年度当初に自治会は、前年度のクラブの活動状況、人数、その他を検討し、継続クラブを検討する。

第6章 役員

第11条 本会に次の役員（執行部）をおく。

会長	1名	会計	2名		
副会長	4名	書記	2名	顧問	若干名

第12条 1. 執行部は会務遂行のため各種実行委員会を設けることができる。
※文化祭実行委員・美化委員を設ける

第13条 1. 役員及び委員は各学年から推薦、指名された候補者の中から選挙により決める。
2. 自治会サークル部長会は、自治会役員、各サークル部長の参加とする。
3. 役員（会長、副会長、会計、書記）及び委員の任期は、11月1日から翌年の10月末日までの1ヵ年とする。但し、再任を妨げない。
*新入生の役員は6月1日から、翌年の10月末日までとする。

第14条 1. 会長は学校と協力しつつ全会員の学生生活向上と福利厚生のための総括運営にあたり、その責任者となる。
2. 副会長は会務を補佐し、会長に事故があるときには、その会務を代行し自治会サークル部長会の委員長を兼務する。
3. 書記は本会の活動に関する記録をとり、文章を作成し関係資料の整理、保管にあたる。
4. 会計は本会の収支記録及び現金の出納を行うものとして、そして各サークルの会計監査を行う。

第7章 会議

第15条 本会は、総会、執行委員会、各種実行委員会、自治会サークル部長会、サークル部会を開くものとする。

第16条 総会は年に2回開くものとする。但し、会長が必要と認めた時に、又は会員の過半数以上の要求があった場合は、臨時に開くことができる。

第17条 執行委員会は毎月1回例会を開く。

第18条 その他の会議については、それぞれ必要に応じて開くものとする。

第19条 会議はすべての会員の過半数以上の出席を必要とする。

第 20 条 議決は出席者の過半数以上をもってなされる。

第 8 章 会 計

第 21 条 本会の会費は年間 10,000 円とし、年度初めに（4 月末まで）会計に納入する。増減必要などときには総会において決定する。

第 22 条 経費は会計、寄付金、前年度繰越、事業収入をもってこれとする。

第 23 条 会計係は執行委員会の承認した事項に基づき支出することができる。

第 24 条 予算は年度初めに執行委員会が予算案を作成し総会の議を経て決定される。補正予算案も同様な審議（会員の全ての過半数以上の出席で出席者数の過半数以上の承認を必要とする）を行う。

第 25 条 会計は収支を正確にし、会計監査を受けること。又、総会に報告する義務を負う。会計報告は 1 回とする。

第 26 条 会計は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 9 章 会計監査

第 27 条 会計監査は会計監査委員が行い、委員の選出は前年度、前々年度の各種実行委員から選出する。

第 10 章 会則の変更

第 28 条 本会の会則は執行部の議を経て総会の 2 / 3 以上の同意を得なければ変更できない。

付則

- 1) 平成 22 年 4 月 9 日（第 13 条一部改定）
- 2) 平成 23 年 3 月 31 日（第 10 条一部改定）
- 3) 平成 24 年 4 月 18 日（第 11 条一部改定）
- 4) 平成 25 年 3 月 31 日（第 12 条一部改定）
- 5) 平成 26 年 3 月 15 日（第 27 条一部改定）